

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 実施要領.

建設業労働災害防止協会
愛媛支部

1. 趣旨

建設工事現場における労働災害の防止については、事業者の責任のもとに実施されてきたところであるが、労働災害の一層の減少を図るため、今後は労働者のヒューマンエラーによる災害を減らすことが肝要であり、このため、労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について労働者に周知徹底することが重要である。そこで、建設業労働災害防止協会愛媛支部が事業者に代わって「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」（以下「建設従事者教育」という。）を実施し、労働者のヒューマンエラーを防止する。

2. 事業の実施主体

建設業労働災害防止協会愛媛支部（以下「建災防愛媛支部」という。）

3. 建設従事者教育の対象となる建設工事現場

- (1) 事業者から建設従事者教育の要請があった建設工事現場とする。
- (2) 建設従事者教育の実施対象となる国等の工事現場は、原則として平成 15 年度予算分以降に発注された工事で、常時労働者が 20 人以上の建設工事現場とする。

4. 建設従事者教育の実施時期及び実施頻度

- (1) 建設従事者教育は、建設工事の着手後、できるだけ早い時期に実施することが望ましいが、依頼者である事業者と協議の上、効果的な時期及び実施方法を選定する。
- (2) 建設従事者教育の実施回数は、原則として、1年に1回とする。
- (3) 建設工事が2年以上にわたる場合は、原則として、各年度ごとに、1回の割合で実施するが、内容については、その実状に合わせた教育テーマを選択するなどの工夫をする。
- (4) 建設従事者教育を受けた建設従事者が他の工事現場に移動した場合、当該教育を受講してから1年以内であれば移動先で同様の当該教育を受ける必要はない。ただし、事業者からの要請がある場合には、この限りではない。

5. 建設従事者教育の実施場所

- (1) 建設従事者教育の実施場所は、原則として、建設工事現場の作業所において実施する。
- (2) 作業所が狭く、危険を伴うなど建設従事者教育を行うことが困難である場合は、円滑に実施できる場所を選定し実施する。

(3) 実施場所は、事業者が確保する。

6. 教育内容及び時間等

- (1) 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育カリキュラム」及び教育項目を参考に実施する。
- (2) 使用するテキストは、以下の1)～3)の3冊を使用する。ただし、必要であればそれ以外のテキストを副教材として使用してもさしつかえないものとする。
 - 1) 作業用テキスト「小さなヒヤリ 大きな危険」
 - 2) 目で見ると安全
 - 3) 安全作業のポイント
- (3) 建設従事者教育は原則として、6時間を1日で実施する。
- (4) 建設工事現場の作業工程等の理由から、1日で実施できない場合は、学科(4時間)と実技(2時間)とに分けて2日間で実施する。
- (5) 2日間に分けて実施する場合は、連続する2日間で実施する。
- (6) 講師は、二人一組で行う。
- (7) 1回の受講者数は、20人以上50人以下とする。

7. 講師及び受講料等

- (1) 講師は建災防愛媛支部より随時派遣する。
- (2) 受講料は、1人当たり8,000円(テキスト代含む)とする。
- (3) 受講料の支払は、8.(1)を提出するときとする。
- (4) 修了証を紛失し再交付を受ける方は、再交付手数料として1,000円を徴収する。

8. 事業者の提出書類

- (1) 建設従事者教育実施依頼書(様式第1号)の添付書類は以下のとおりとする。
 - 1) 受講者名簿
 - 2) 工事概要書
 - 3) 安全管理組織図
 - 4) 緊急連絡体制図

9. 建設業労働災害防止協会愛媛支部から事業者等へ渡す書類

- (1) 建設従事者教育実施承諾書の交付
- (2) 建設従事者教育修了証
- (3) 建設従事者教育実施報告書
- (4) 建設従事者教育実施結果報告書

10. 関係書類の保存等

建災防愛媛支部は、建設従事者教育実施報告書及び建設従事者教育実施結果報告書の写しを実施結果台帳として3年間保存する。

11. その他

本要綱に定めのないものであって、特に必要と認められる事項については、建設業労働災害防止協会本部と協議することとする。